

議案第45号

鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、日野郡日野町の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。

別表 (第2条関係)

名 称	位 置	所管区域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	<u>西伯郡南部町、伯耆町及び大山町</u>	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	<u>日野郡日野町</u>	日野郡

改 正 前

(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。

別表 (第2条関係)

名 称	位 置	所管区域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	<u>西伯郡</u>	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	<u>日野郡</u>	日野郡

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。